

現物受け渡し時における提出書類一覧表

	提出を必要とする書類	備考
1	市有財産受領書	

※**代理人により受け渡しする場合**は、下記の書類もあわせて必要になります。

	提出を必要とする書類	備考
2	委任状（受領）	
	【代理人が個人の場合】	【代理人が法人の場合】
3	印鑑登録証明書	印鑑証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・複写可 ・発行から3か月以内
4	代理人の、公的機関が発行する証明書で住民登録している住所・氏名・生年月日が確認できるもの (住民票・運転免許証・健康保険証・在留カード・マイナンバーカード表面など)	代理人の法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) <ul style="list-style-type: none"> ・写し ・有効期間内のもの又は発行から3か月以内

注意事項

- (1)追加で問い合わせや資料提出をしていただく場合があります。
- (2)提出いただいた書類は返却できません。

【問い合わせ】

〒633-8585

奈良県桜井市大字栗殿 432 番地の 1
桜井市役所 管財契約課管財係

TEL : 0744-42-9111 (内線 1772)

FAX : 0744-42-2656